

第8回かわさき教育プラン教育行政専門部会会議録

日 時	平成16年11月4日 (木)	15時00分 開会 17時00分 閉会
場 所	教育文化会館第2会議室	
出席者	<p>高橋 寛人 委員 (横浜市立大学国際文化学部助教授)</p> <p>佐々木 賢司 委員 (宮前区役所保健福祉センター子ども教育相談員)</p> <p>今井 淑子 委員 (公募市民)</p> <p>大川 健治 委員 (PTA推薦)</p> <p>村上 寛 委員 (旭町小学校長)</p> <p>平野 誠 委員 (教育委員会事務改善担当主幹)</p> <p>瀧峠 雅介 委員 (総合企画局企画調整課長)</p>	<p>欠席</p> <p>小松 郁夫 委員 (国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長)</p> <p>中村 立子 委員 (川崎市男女共同参画センター館長)</p> <p>江井総務部長 皆川職員部長 隅田学校教育部長 市川企画課長 企画課職員 (広 瀬) (田 中) (片 山) (豎 月) 三菱総研 (中 竹) (井 上)</p> <p>傍聴 2名</p>

15:00	<p>開会 資料説明</p>
田中 (事務局)	<p>それでは以後の進行については、部会の方にお任せしたいと思います。本日は小松部会長が急遽ご欠席ということで、部会長のご指名によりまして、高橋委員に座長役をお願いしたいと思います。それでは高橋先生、よろしくお願いします。</p>
高橋委員	<p>ただいまお話にありましたように小松部会長は急用があって、「代役に私を」というご指名ですので、司会をさせていただきます。御協力よろしくお願いいたします。</p> <p>今日の議論は、資料1の重点施策の部分が中心となります。それから資料2と3については、第2の議題ということです。ほかの資料については議論の中で関係するところがありますので、その都度確認をしていきましょう。</p> <p>それでは資料1の「かわさき教育プラン第2次素案重点政策」について、議事を進めていきたいと思いますが、教育行政専門部会が、中心にかかわっているのが、7ページ3の「教職員の力」、14ページからの6「市民の力を活かす」だと思います。まずこの順番に御意見をいただきたいと思います。</p> <p>「教職員の力」に関連して、前回、教員の研修に関して教員自身はどういう要望を持っているかということについて質問がございましたので、センターの方で資料を用意してくれました。これが先ほど御説明のありました「平成16年度川崎市総合教育センターの希望研修等の実施について」という、全部で9ページの文章です。内容については、昨年度までセンターにいらっしゃったと伺っていますので、村上委員のほうから説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
村上委員	<p>では4～5分程度で説明します。センターの研修は、センターの会場を使ってそこで開催する研修、受講者がセンターに出かけていく研修が(1)です。(2)は逆にセンターの職員が、各学校等に出かけて行って研修をする、いわゆる出前研修とか出張研修という言い方をしています。(3)はその両者を兼ねまして、夜間の開放、自分たちでグループをつくって、テーマを持ちながら研修するという、この秋から始めたものです。</p> <p>(1)のセンターにおける研修ということですが、最初に申し込み状況が書いてあります。84.6%、定員の8割、教員だけの研修に限っては87.3%ということで、9割近い受講申し込み状態です。特に希望者が多く、定員を超えたものが「ワード、エクセル等を中心とした情報教育の研修」で、非常にニーズが高いということです。さらに、情報教育のほかに教育相談とか特別支援という内容も増えているということについてその下に説明してあります。</p> <p>先生方がどんな研修を希望するかというと、1つの柱としては時代の要請に合った、文部科学省などが提言してきた教育の流れに沿って、新たに勉強しなければならないことについて、非常に受講したがつているということが挙げられます。何年前かに総合的な学習の時間がスタートした頃には、皆こぞってその研修に殺到したという経緯もあります。</p> <p>今は、特にこれからも含めてどんなニーズが考えられるかというと、基礎基本、確かな学力という面では、各教科のもっと専門的な指導力を伸ばしたいというニーズが大変高く、特に国語、算数、数学、いわゆる基礎的な教科といわれるものについて、受講を希望するようになってきています。さらに、小学校における英語活動をどうするかということが話題になっていますが、この小学校における英会話の研修にも受講希望者が殺到して、希望者が定員をオーバーしている状況です。</p> <p>それともう1つ特徴的なのが、各学校で学習以前の児童生徒指導、それから障害児、</p>

学習障害の子どもたちを抱えながらの、特別支援、あるいは家庭の教育力の問題で出てくる教育相談、この辺も非常にニーズが高いです。特に年々この辺が高くなってきているという印象を受けています。そういうものを縷々説明してあります。

この研修ですが、希望研修といわれるセンターで設定する研修は、大部分を夏季休業、夏休みの期間に設定しています。恐らく8割以上この期間に設定しているのですが、この夏季休業中だけでは、日程が消化しきれずに、冬休み中の、12月後半のあたりにも研修を設定するようなどころも出てきています。それでもまだコマ数が収まりきらないということで、仕方なく平日にも設定しています。子どもたちが学校にいる時間です。ただあまり教室を空けられないので、3時から1時間半なり2時間という短時間でコンパクトにやらざるを得ない、そういった悩みがあります。そんな事情から、夜間の開放を、という要望も出てきています。

それと、個人の力量を高めると同時に、学校全体の職員が同じ意識を持って勉強し合うというのは大変大事です。そういう要望にもだいぶ応えているのですが、何しろ人が足りないということで、応じきれないような状況もあります。

2ページの方が評価です。研修して本当に力量がついたかどうかということで、厳しい評価、評定というのは、これから工夫していかなければならないところですが、受講者へのアンケート、それから意見等を毎回必ずとってそれを改善に役立てています。満足度はどうかということで聞いてみますと、9割を超す受講者が満足したと回答しているようです。

(2)については、学校に出かけて行って出前研修をするということです。内容的にはやはり情報関係が最も多く、その次に教育相談、特別支援教育などが、こういう学校での研修では多いようです。

ただこのほかにも、各学校ではそれぞれ研究活動をしています。年間を通して自分たちが授業でやった内容をお互いに見せ合いながら、指導力向上を目指しています。そういう研修にもできるだけセンターの指導主事さんに来てもらいたいというニーズもあります。

参考事例のほうは中段から(3)になっています。夜間施設利用についてです。それから自分たちでこんな研修をしたいということで、テーマを持って会場を借りる、指導主事さんの力を借りながら、一緒に研修するという動きが今始まっています。まだ始まったばかりなので、数としてはまだこの程度です。4ページについても同じです。

教員のニーズという点ではこういうまとめになると思います。素案の5ページのほうでも、ライフステージに応じた研修の見直しということが出てきますので、以前にもお示したかもしれませんが、一応表にまとめるとこんな構想図になるということです。今御説明した部分は、表の真ん中より下の部分です。希望研修という部分です。各教科や講習、それぞれによる希望研修です。

それから教育プランの中で問題にされているのは、この希望研修に加えて上の必修研修という部分です。つまり年代あるいはキャリアに応じた、いわゆる必ず研修を受けなさいという研修をどうするかという部分が、大きな課題になると思います。ちゃんと言いますと、横に年数がたっているのですが、おおむね初任から5年未満については、初任者研修、新規採用教員の研修というのがあります。そのほかに2年目というのがありますが、大きくは初任者研修です。次が5年研修、その次が10年研修です。そしていろいろな児童生徒指導関係の研修、教務事務研修、いわゆる学年主任とか教務主任の立場になると、この辺の内容が出てきます。そして管理職研修、教頭研修、校長研修というふうに続いています。この辺のところももう少し改善、充実していこうということで、センターの方でも昨年、その前から徐々に進めているところです。

この研修はセンターが主催するものと、教育委員会の教職員課が受け持っているものもあるので、その辺りをもう少し統合して一貫性のあるものにしていこうという作業も同時に進めております。以上ざっと御説明しました。

高橋委員

2年前くらいからだと思いますが、夏休みのいわゆる自宅研修の計画などを出さないといけなくなってきたということで、学校に出てくる人が増えたのでしょうか。勤務時間に学校に来るようになったというのは2年くらい前からですか。

村上委員

そうですね。大体その頃だと思います。私もセンターにいたので。

高橋委員

そうすると夏休みにセンターなどで研修を受ける希望が増えたとか、そういうことはありますか。

村上委員

その傾向はあると思います。それまでは、人数の少ない研修などは声をかけて宣伝して、ということがあったのですけれども、随分事情が変わってきました。本当に早々と定員オーバーということもあって、必ず行かなければならないとハツパをかけられているという部分もあると思いますが、随分研修への参加が意欲的になってきました。

高橋委員

ほかに今の件でありますか。では第2次素案の3の「教職員の力を伸ばす」というところで御意見をお願いします。

7ページに展開する事業の が新しく入って、私たちの前回の意見が反映されたと思います。 の「管理職登用制度の見直し」というのは、保護者、地域住民から信頼される管理職を登用するために、という目的が入りました。

大川委員

いいんでしょうけれども、なかなかそのイメージが沸かないものですから。

佐々木委員

書いてあること自体にどうこうということではないのですが、具体的にこの3行の中身で何をどうやっていくのかが、課題であると思います。

高橋委員

さらに具体的なところに踏み込んだ方がいいのかもしれませんが。

佐々木委員

そこまで間に合うことになるかどうかです。書き込むといってもなかなかこの部会で、議論をしあって書き込んでいくのも、非常に難しい感じがします。

高橋委員

ではそういった方向で具体的な検討というのは、事務局なりあるいはそのための特別な実務委員会等で検討していかなければいけないということで、方向性としてはこれでよろしいですか。

それではつぎに、9ページ4、「地域に開かれた学校施設にする」ということについて、議事を進めたいと思います。御説明にありましたけれども、加えられた項目が10ページの ということで、今までハード面だけに偏っていましたが、ソフト面を2つ追加というようなことですが、御意見はいかがでしょうか。

佐々木委員

ここでいうネットワーク化というのは、どんなイメージなんでしょうか。

高橋委員

その点は事務局に伺います。10ページの ですね。ネットワーク化というのはどうい

う趣旨ですか。

田中
(事務局)

例えば市民館などは一区に基本的には一箇所しかないですから、区レベルの施設です。それから中学校区に一箇所、例えば子ども文化センターですとか、それから小学校区に一箇所、小学校もそうですけれども、いろいろなレベルに市民が使用する施設というのはあるわけです。そういう施設を、教育委員会、区役所、市民局、環境局など縦割り行政の中でいろいろな部局が所管しているわけです。これからは行政区を単位に、行政を進めていこうというのが川崎市全体の方向性だと考えていますので、そういう施設を、その中で市民の目から見て使いやすいように結んでいく。現在でも、ある程度はふれあいネットなどで結ばれているわけですが、それに入っていないような施設もたくさんあるわけです。そういうところも含め、使いやすいように部局間の連携を図っていくというのが、ここに書かれている内容だと考えています。

村上委員

図書館のネットワーク化は、図書館と学校の図書室の本を全部データベース化して、お互いに貸し借りとか、利用できるという作業をちょうど今進めているところです。それも入りますか。

田中
(事務局)

それはまたちょっと違う事業になります。

大川委員

開かれた学校というイメージで言いますと、地域の中で学校の施設を、簡単にいいますと「体育館を使いたい」とか、「グラウンドを使いたい」というときに、使えるようにすることでしょう。しかし、学校の中に学校施設開放運営委員会というのがあって、そこでいろいろ議論しています。そういうイメージと、このネットワーク化というのが、全然合いません。何となくネットワークというと、簡単に施設スペースが取れるみたいな感じですが、個々の学校でやり出すとそれがごちゃごちゃになってしまう。よって、結局多分キーマンがいて、その人の許しがもらえればOKだけでも、その人が許可できないと使えない。そういう部分というのが、個々の学校にそれぞれ特徴はあります。けれども、一番身近な部分で、施設をもっと開放してほしい。

例えば1年に1回、会議なりで決めてしまうのではなく、毎月やってほしいとか、そういう細かい部分を、僕らなどはイメージとして持っているわけです。そういった部分が学校にできてきたらいいと思います。

例えば、夜は、教室は開いています。それを団体とかがどこかの教室で、打ち合わせをしたり、そんなことも含めたところと、このネットワーク化という言葉が、言葉はきれいなんですけども、身近じゃないなと、そういうふうに思います。

高橋委員

そうすると、ネットワーク化を図りますと に書いてありますけれども、その前まではいいわけですか。より有効的に活用できることが必要です。

大川委員

そうなんです。もっとわかりやすい表現にしてもらわないと、そこはそれで終わってしまうんです。

今井委員

この はそういう場所が利用できますというだけなんですか。それとも、もっとこまめにネットワーク化を進めるために、どなたかコーディネートする方がいらっしゃるのですか。

田中
(事務局)

もう少し説明させていただきますと、その次の「地域教育サポーター制度」と、「行政区における教育推進体系の構築」という資料を御覧いただきたいのですが、今大川委員の方からお話がありましたけれども、各学校、特別教室などで、地域の方が使えるような状況にあるところについては、すでに使っているわけですね。各学校に学校施設開放運営委員会というものが、PTAの方ですとか、町内会の方とか、関係団体の方に集まっていたいて、いろいろと調整を行っているわけですねけれども、どうしても具体的には教頭先生に負担がかかっているような状況が見受けられます。そのためにせっかく学校に使える部屋があるのに、開放がなかなか進まないというような状況があります。この地域教育サポーターというような、新たな人材を地域から推薦していただいて、その方に学校と地域と行政のつなぎをやっていただいたらどうかというのが、この構想になっています。具体的にはこの図面の中で、「地域教育サポーター」が真ん中に書いてありますけれども、その中に主な役割が書いてあります。「中学校区の地域教育会議との連携」と、真ん中の「学校施設の有効活用」というのが、今話題になっている特別教室などをどうやって有効に活用していくかということです。

このような地域教育サポーターというのは、予算が定まったわけではありませんので、事業化に向けて調整中であるという前提のもとにお話しいたしますが、3中学校区に1名程度という想定で、地域教育サポーターを設置して、この方に学校と地域と行政のつなぎをやっていただいて、学校のハード面の整備とともに、利用調整をやっていただいて、学校施設の有効活用を進めていこうというのが、今回の方向性になっています。

それとこのネットワーク化のほうは、もう少し全市レベルの話です。それぞれ施設で、その役割とか、分布の度合いが違うわけですね。それぞれの役割をはっきりさせていって、こういうことをやりたいというときには、ここの施設がありますというのを、市民の方にわかりやすくしようというのが、一番のことですね。見ておわかりのように、この方は教育委員会だけでできる事業ではございませんので、そういう施設の役割分担をはっきりさせていこうという動きが、全市的に既に進んできておりますので、その動きをこの中に盛り込ませていただいたということです。

高橋委員

地域教育サポーターというのは、3中学校区に1名程度ということですがけれども、この人に連絡するにはどこに、その人はどこにいらっしゃるのかとか、どういうイメージですか。

田中
(事務局)

地域教育サポーター自体は、学校中心に配置していこうということですが、3中学校区に1名ですので、週に1～2回程度しかいられないわけですね。その事業の統括は、各市民館で行っていこうという方向です。

高橋委員

地域教育サポーターに連絡したければ、市民館に電話をするという形ですか。

田中
(事務局)

恐らくそういう事業形態になると思われまして。この構想自体が事業化できるかというのは、これからの調整になりますけれども、実現すればそういう方向性になっていくと思います。

高橋委員

地域教育サポーターについては今回初めてだということですので、御意見をもう少し伺いしたいです。

佐々木委員	<p>私もこれを見て非常に心強いし、ぜひ実現できたらいいなと思いました。今大川委員が言われたように、もっと小回りで動ける、今の施設開放委員会のようなものも、それはそれでいい動き方をしているし、非常に融通が利く。そういうものを残しながらもこのサポーター制度というのを、ぜひ進めてほしいと思います。学校活用については、本当にもったいないなと思うし、今の時代ではどんどん活用してほしい。ただやはり、どうしても今の状態だと学校の責任ということで、管理だけはまた教頭先生等に頑張ってもらおうとかいろいろな方法でやれるのですが、いったん事故等が起こると、全くどうしていったらいいのか。本当に責任が取り切れないようなことも起こってくる。その辺のところでは、ある程度はつきりした制度ができていれば安心して施設も使ってもらえるということがあります。ちょっと私もどういう制度が考えられるのかは、イメージが沸きにくいのですが、何か知恵を出し合って進めてほしいと思います。</p>
大川委員	<p>よろしいですか。質問みたいな感じになるかもしれませんが。今の地域教育サポーターの関係で、イメージとすると例えばこの「行政区における教育推進体制の構築」という資料を出していただいていますけれども、この本文にも出ている「地域教育会議の運営の支援」ですとか、「学校設備を活用」ですとか、いろんな役割というか、サポーターの方々に対する期待というものがあると思います。今までもそういう地域教育会議の委員の方がいらっしゃるし、学校施設開放の委員として参加していただいている地域の方とかもいらっしゃると思います。その辺でいくと、新しくこういうサポーター制度というか、サポーターの方々をお願いするというと、この中の位置づけというか、その辺がイメージとしてどんな感じになるのか、具体的な中身は、またこれから詰めていくという形なのかもしれませんが、少し事務局の方でイメージみたいなものをお持ちでしたら、教えていただければと思います。</p>
佐々木員	<p>その辺については、今までにもいろんな制度があったり、いろんな委員さんがいらっしゃる中で、新しいサポーター制度みたいなのをやっていくときに、主眼として地域教育サポーターという方々に、どの辺のことを期待するかというあたりを、少し整理しながら、こういうプランの中に位置づけていくのも必要なと、そういう感じがしました。</p>
高橋委員	<p>3中学校区に1名ですと、小学校は中学校の2倍近くありますのから、1人で3×2が6プラス3で9、8くらいですか。8つの小・中学校に対して1人になってきます。区によりますけれども、そういう方がその区の学校÷8という人数がいらっしゃるということなんです。それでいろいろとこういうことをしていただくということで、普段は市民館にいて、例えば、きょうはどこどこ中学校、明日はどこどこ小学校、あるいは午前はどこどこと、そういう感じで地域を回っていくということですか。</p>
田中 (事務局)	<p>今高橋委員がおっしゃったように、まずここに主な役割として3つほど、挙げております。中学校区地域教育会議との連携という役割においては、51の中学校区があり、いろいろな活動に取り組んでいただいているわけですが、地域によってかなり温度差があります。それぞれの地域で、お互いに情報を共有化することによって、その活動が活性化していくのではないかと期待もあります。行政区の中に同じような地域教育会議があったとしても、そこで情報を共有化することによって、もっと高いレベルの議論なり活動、そういうものにつながっていく可能性というのが十分あるわけです。そのつなぎ役として、この地域教育サポーターが、地域の中に入って行って、先ほど大川委員がおっしゃった、小回りの利くような形で、地域教育会議それぞれをつなぎ合わせていく</p>

ような役割を担って活性化を図っていきます。

それから学校施設の有効活用についても、今いろいろお二人のご意見が出ましたけれども、学校施設の有効活用といっても、やはり今の状況では、実際問題としては教頭先生が状況把握をされているわけです。その情報を、このサポーターの方も持つことによって、その地域の方々がいるんな活動をするにあたって学校施設を利用したいというときに、このサポーターを中心として、ここの学校でこういうような行事がある、こういう使い勝手であるというような情報を提供できますし、またその情報を市民館にも上げておくことによって、学校が空いている時間帯の把握もでき、何かグループ活動をしたい、あるいは学習をやりたいという人に、適切なアドバイスなどを、このサポーターの人にしていだける可能性があるわけです。それをどううまくシステム化するかは、これからもっと詰めていかなければなりません、やはり地域と学校、また行政区をつなぐ潤滑油的・パイプ役的に動いてくださる人が今までにいなかったものですから、みんな分割されてやっていた。そこのつなぎ役をやっていただくということで、この方が地域の中で動き出すと、今までの学校施設開放事業とはちょっと違うイメージで、地域の方々にも学校にも参加していただける。そんなイメージを持っています。

それと同時に、地域の人材ネットワーク、地域の中に入っていくということがやはり大切です。地域からの情報収集の力は、今は市民館にしても学校にしても、個別にお持ちでしょうけれども、そこのPTAの中とか、そのエリアはわかるかもしれませんが、その周辺地域までも含めての人材活用、人材のネットワーク、こういうものの情報の共有化を図ることによって、区レベルでの活動がかなり変わってくるのではないかなというふうに思っているわけです。

それで今これについて予算要求しているところなんです、この方々が週1回でも各学校を回って、そうしますとあとは学校の先生方の意識が変わってくるのではないのでしょうか。地域の人が週に1回でも学校のため、地域をつなごうとして一生懸命仕事をやられているなというようなことも見ていただくことによって、その人を活用した学校教育活動の活性化にもつながる、そのようなことをイメージしております。ただ漠然としていて、システムとしてどううまく機能させるかというのが非常に難しい課題であるのは、承知しておりますが、やはり地域と学校をつないでいくとしたときには、こういう人材が必要ではないかなということで予算要求をしている段階です。

高橋委員

具体的にはどういう人ですか

田中
(事務局)

やはりPTAのほうで実際活動されていた方とか、それから地域教育会議で長年あるいはいろいろな方とネットワークを持った方とか、そういう方で地域の信頼が得られる方をお願いして、動いていただくことが大切だと思います。やはりネットワークのいい方がいいわけで、市民館に座っているだけだと何も変わらないと思います。

今井委員

地域との関わりあいの中で、学校の内部で調整し切れない部分のところについて、やもすると、従来の制度のなかで取り残された課題としてあったのかもしれないです。

田中
(事務局)

その辺で、今度地域教育サポーターが仲介をして、市民館の社会教育振興の職員や学校の指導主事の方にも、地域の情報の流れは良くなります。

高橋委員

具体的な制度設計というのは、私がちょっとお伺いしたところでは、地域の方でそういう方ということ、従来活動されているんだと思うんですけども、社会教育の仕事をさ

れて、例えば女性の職員で結婚なり、子育てで退職された方とか、その地域に住んでいる方。教員をやっていたけれどもいろんな事情で退職された方とかそういう方も考えてもいいのかなというふうに思います。その地域ですっと活動をされている方は別にサポーターになってもらわなくても、ある意味でサポーターをやってくださっているわけですから。

発想として、例えば福祉関係のNPOの方々ですと、福祉関係の公務員がどんどん地域に入って、実際に現場を知ってほしいという要望もあります。役所の机で仕事をしているのではなくて、いろんな福祉の現場を見てほしい。その要求をわかった上でやってほしいという場合があります。そういう発想で、これは従来ないわけですから、あるだけでもすごくいいんですけども、公務員あるいは公務員的な方といいますか、そういう方が実際の教育、社会教育とか市民の教育活動とか、そういった場を行政のことがわかっている人に見てもらって、「こうした方がいい」「ああした方がいい」というのも1つのやり方だと思います。従来地域で活動している人を中心にしない方が、むしろいいかもしれません。そういう方はもう既にやってくれているわけですから、というふうに思います。これは、私の意見です。

今井委員

私もちょっと似たような意見なんですけど、PTAとか地域教育会議の方だと、同じようなことが、ただ役割をやってくれないみたいな形で、形式的にその方になってしまうという傾向も、危険もあると思うんです。ですから本当にやりたいという方、本当にそのために走り回ってくれるという方になっていただいた方がいいと思うので、あまり最初からこういう方と決めて、教育委員会のほうからお願いする形ではなくて、どちらかという方とやりたい方を公募するとか、そういう形で広く考えて、できるだけ市民の立場というか、市民の目というか、要望を応えられるような形にした方がいいような気がします。

高橋委員

コーディネーターというのではなくてサポーターという名前がいいと思います。どんどん需要を掘り起こすというんですか、営業マンのように「学校を使ってこんなことができますけれどもやりませんか」というような、そういうニーズを掘り起こすような、そういうことで学校はもっと活用する余地がありますから。そういう地域で学ぶことをみんなに働きかける、そういう人がいいと思います。今まであるものを調整するというよりも、「どんどんこんなふうに使ってください」とか、あんなふうにも使えますと提案するような人がいいのではないかと思います。

今井委員

最近思うことなんですけど、地域の役に立つとか、そういう会議みたいな場だって、結構同じような方、同じような顔ぶれが揃うという感じです。またこれも同じような顔ぶれになってしまったら、という感じがします。誰もやり手がいないから何期もやっているとか、何年もやっているとか、そういう方たちが意見を言うものですから、結局地域が変わらないというか。どちらかという時間のある方で、長年その地域に住んでいる方、というのと、結局絞られてきてしまうという感じもします。新しい風を吹き込まないと、形式だけになって、うまく機能しないのではないかと思います。

田中
(事務局)

おっしゃるとおりです。まず制度設計をどうやるかというのは、当然議論になります。今井委員さんの言われたような、広報という形で、この人の役割をもっと明確に、はっきりサポーターとしての職務内容を明確にして、これができる方という形でお願いをする。そうでないと、最終的に誰もいらっしゃらないから地域の方にお願います、とやっている限りは、御指摘のように毎年同じ方が長年やっていくという、形骸化したよう

な組織、制度になってしまうというのは、それは避けなくてはいけないというふうに我々も思っています。これからも本当にその方に、1人当たりおいくらになるかはわかりませんが、それなりの投資をするわけですので、それだけの効果の見合う、あるいは地域が本当に活性化していくような制度設計にしていく。それは十分御意見として取り入れたいと思います。

高橋委員

ではこの「地域に開かれた学校施設にする」というところ全体について、意見などはもうありませんでしょうか。それでは次に6です。教育行政部会に関係の深い順番から話したいんですけども、14ページから15ページです。

私もわからないのでお伺いしたいのは、内容のところの3行目です。深めていくために、地域教育会議の役割や体制の見直しは具体的にはどういう趣旨で、書かれているのか伺いたいです。

田中
(事務局)

地域教育会議をどうしていこうかというのは、具体的には社会教育専門部会の話題だと思んですけども、実際何回か議論されております。結局今地域教育会議のほうでも主体的に見直しの論議が進んでいるということで、そちらの結果が近々まとまるということで、その方向性を尊重してからこの文章に反映させるという意味で、15ページのところに*印がついて、地域教育会議からの改革案を待って修正ということで、基本的には前回と文章を変えておりません。地域教育会議から改革案が出てきた段階で、この内容もそれを尊重した形で変えていきたいと考えています。

今まで地域教育会議の方で議論されて、中学校区、行政区両方あるんですけども、そこから例えば学校教育に関する意見が上がってきたとしても、意見の上がっていく場所というのは生涯学習関係の部署に上がっていくわけです。それがなかなか学校教育の方に反映されにくいとか、そういった弊害もあったと思うんですが、このプランの中で出てきたアイデアで、行政区において、教育を積極的に推進していかなければならないということで、今回市民館という枠の中で学校教育と社会教育を一緒にやっていこうという方向性になっております。教育行政としては、その辺の受け手側の弊害というのは、少なくとも解消されるのではないかと考えています。地域教育会議については、どういう改革案が出てくるかわかりませんが、どちらにしても教育行政の側の体制としては、これからできてくるのではないかと認識しています。

高橋委員

改革案がまとまるのはいつごろですか。

田中
(事務局)

11月の初めくらいになると聞いておりますので、次回の専門部会に出すものには、改革案について、何らかの形で反映させていきたいと思っております。

高橋委員

ありがとうございました。

村上委員

1つ文言の質問なんですけど、14ページの、一番下です。地域運営学校の設立に関しては、そこのところの3行が、「地域運営学校を設立します」で切っております。今回修正案で提示されたものについて、「設立を検討します」、「設立にあたっては、設置します」ということですが、「検討します」も実はアンダーラインが入る対象なんです。

田中
(事務局)

そうですね。ここも検討しますが入っていますので、アンダーラインが入るのが正しいです。

村上委員

つぎに の「川崎市教育改革推進協議会(仮称)の設置」ですが、前回拡大教育委員会からこの名称に変えて、今回ここに載せているわけです。前回までのものと、教育の専門家、川崎の教育にかかわる当事者が専門的な課題を解決する教育委員会の諮問機能的な場として、ということで、前回部会長はあくまでも当事者性を強くおっしゃっていました。けれども拡大教育委員会という名前ではなくていいよねと、もう教育改革会議とか推進協議会とか、そういう名前でもいいのではないという形でこうなっているんですが、今回、教育改革を推進していく具体的な課題について調査研究していくということからすると、高橋先生がおっしゃったような意味合いの、教育の関係者だけではない、という方向もあるのかな、というふうに思っているんですけどもいかがでしょうか。

高橋委員

この「拡大教育委員会の設置」というのは、小松部会長が当初から主張されていた事柄で、確かに前の素案と比べると、市民や保護者が入っているわけです。左側の素案ですと、教育の専門家や川崎の教育にかかわる当事者、専門的な課題を解決するというところで、御存じのように、教育委員会のメンバーには、教育の専門家もいらっしゃいますけれども、そうでない方もいます。それに対して、拡大教育委員会のメンバーというのは、専門家、あるいは教育に携わる教師、学校の先生ということで、大きな変化だと思います。これが変更された事情は、ほかの部会や策定委員会、全体の委員会での議論などが影響している部分だと思いますので、その辺を説明してください。

田中
(事務局)

もともとブルーの中間報告概要版の方でも、このような表現がされていたと思います。概要版をお持ちでしたら6ページを御覧いただきたいと思います。一番下のところに学識経験者、保護者、教職員、職員団体なども入っているのですが、「さまざまな教育関係者が」というような表現があります。想定しているメンバーについては、もともと大差はありません。変遷があったというわけではないのですが、前回の部会の中でも、なるべくメンバーとか機能を具体的に書いていった方がわかりやすいのではないかというお話がありましたので、その辺を少し具体的に書かせていただいたということです。

それからタイトルについては、特にこういう協議会の名前について、このタイトルがいいというようなお話は、策定委員会等ではございませんでした。前回の部会で、性格としては協議会ですということについては、コンセンサスが得られていたと思いますので、この協議会の頭に「教育改革を推進していくのだ」という冠をつけて、「川崎市教育改革推進協議会」という名前で御提案させていただいているということでございます。ですからこのメンバーについては、ずっと変わっておりません。基本的には学識経験者、教職員、保護者、市民でずっと来ていたと認識しております。

大川委員

私が思ったのは、「教育関係の」という言い方をしてしまうと、学識経験者がそこに固まってしまうのかなということです。要するに高橋先生がおっしゃったのは、そうではなくて、もっと別の分野の人とか、逆に教育に興味のない人とか、そういう方に入ってもらっても、教育委員の中にはそういう狙いの方もいるんですが、そうでない方にも入ってもらってもいいのかなとおっしゃっていたので、そういう意味合いも含めているんだというのを、まだ細かく決まっていないうわけですから、この場で確認をさせていただければ、逆に今後進めやすいのかなという意味合いなんです。

高橋委員

私が前回お話ししたのは、教育関係者が集まると、教育関係者がいいと思っている案を出して、みんなで「そうだそうだ」と言って終わってしまうのでは良くないと言ったん

です。ただ小松部会長がこの拡大教育委員会を提案されたのは、むしろ逆といいますが、理論的には教育委員会というのは専門家だけでなく、いろんな視野の人たちが川崎の教育を広い視野から考える。方針を決めたらそれに基づいて教育長、今は教育委員のなかの1人が教育長ですので、それは事務局が専門的な分野、観点からその方向性を実現するためにやるということなんです。

小松部会長の考えはそうではなくて、具体的に進めるときに専門家がそれをするならこういうことを注意しないとイケないとか、こういうスタッフがいいんだという、そういう方針を決めてもらって、それをどううまくやったらいいのかというときに、拡大教育委員会で考えましょうというのが、私が理解する構図なんですけれども。ということであって司会もやりにくくなってきました。

大川委員

では部会長がいないときにこの話をしてはいけないのかもしれない。

村上委員

私もちょっと専門的に詳しくないのですが、理論的には多分高橋先生が言われたような形でいいと思うんです。けれど、一般的にはもちろん教育関係の学識者の方とか教職員の方、保護者が主にはなると思います。やはりいい意味での素人的な視点でとていいますか、専門の方々にない視点から気づくような点とか、そういうのもあるかなという感じはしますので、この趣旨はそういう意味を含んでいるのかなと私は理解していました。

ただ小松部会長が言われるように、そういうことがもともとあるとすると、若干ニュアンスが違うかなと思います。そういう意味で広い立場の方とか意見とか、視点の方が入る方が望ましいのかなと、私はちょっと思います。

今井委員

教育関係のという言葉を取ってもいいですか。

村上委員

ただひとつ、未整理のままできてしまった課題として、実際に具体的な施策として展開されていく市レベルの施策、政策というのは基本的には決して単年度ではなくて、一定のつながりの中で今年度どうしていくかという、そんな視点から事務局の方々それぞれで検討されると思います。それはそれとして、ただそうしたものが具体的に事業として推進されていくときには、やはり現在の行政のシステムの制約として、単年度事業の積み重ねになります。そうなるかというと、トータルなものとして川崎の教育施策をどうやって推進していくんだという、そういう意味では直接予算を伴った事業の推進というところから、ちょっと一定の間を置きながらも、それを取り込んだ上でさらに包括的・全体的な、そういう検討を図っていく部分というのが、なかなか得にくかったところを、小松部会長は念頭に置いていらっしゃるんだと思います。そういうものがもしあるんだとすれば、それにこたえられるメンバーの設定を、その中では求められてくるだろうということ、出てくるのかなと。もし小松部会長がそういう発想でおっしゃっているのならですが。

高橋委員

確かに学識経験者に「教育関係の」と加えると、教育関係でない学識経験者が排除されてしまいますので、施設の問題などは必ずしも教育関係でない方が、委員でない学識経験者の方が必要な場合がありますので、それは削除するということによろしいでしょうか。村上先生は教職員の立場としていかがですか。

村上委員

恥ずかしながら教育委員会自体のイメージが、あまりないものですから。こういう直接の協議会の中で教職員なり校長の考え方とか、直接表明していく、直接施策に関

わっていくということは、大変いいことだと思いますけれども、どのレベルになるんだろうかと。ただこの教育プランをひとつ見守って継続していくという感覚なら、ああなるほど、そういう存在価値があるなと思います。ただ本来の教育委員会というのは、それだけではないだろうというところがあります。教職員が、どう直接ここへ関わっていくかが課題になると思います。

高橋委員 大川委員どうでしょう。

大川委員 先生がおっしゃるような、そんなイメージを持っていますので、今の「教育関係の」をカットすることに関しては、私はその方がいいと思います。この会議の、この教育委員会がどういう位置づけに置かれるのか、例えば強制力があるとか、その辺の位置づけがどうなのかということが、気にはなります。協議会があること自体はいいと思います。

高橋委員 原案といいますか前の案だと諮問機関的な感じです。今回は調査研究するという事です。

田中
(事務局) 趣旨が合っていれば、あと細かいところまでかっちりと決めていただくなくても結構です。ほかのところもそうなんですけれども、結局こういう一つ一つの事業自体が、今後短くは3年、長くは10年で進めていくルールですので、ルールの方向性が間違っていなければ、それは毎年毎年教育委員会の方で「ここまでできました」ということを発表する責任は出てきますから、その方向性だけを確認していただければ結構だと思います。

高橋委員 この設置自体については、反対される方はいらっしゃらないようです。そうしますと「教育関係の」というのを削除するという事で一致しました。あと、「調査研究する場」というのも、もう少しいい案等がありましたら、ほかの部会が、策定委員会で、あるいは事務局の方で検討していただけるということです。

今井委員 設置するという事はいいのですが、設置するという事の後に、位置づけというか、そういうもの、権限とかそういうものを具体的に入れてもらった方が、安心できるというか。ただ「調査研究する場ですよ」とみたいな感じだけではなく、例えば教育委員会に対して対等な立場で提案できるとか、もう少しきちんと加えられるといいかと思います。

田中
(事務局) それは本当に法制度に抵触する部分が出てきますので、そういう場ではないという意味で、調査研究する場と表現しています。

市川
(事務局) それと「諮問機関的な」ということを具体的に書くと、調査研究する場ということになると思いますので、こういう形で表現させていただいております。ちょっと調査研究が弱いということであれば、ほかにもいい案があればお聞かせください。

高橋委員 既に現行法制上、既存の「教育委員会」が、決議機関としてシステムの中できちんと位置づけられています。それとの絡みの中でこちらをどういう意味合いで表現するかということがあります。

今井委員 どちらにしても、教育委員会が意思決定をするに当たっての、課題を整理する場だと思います。

高橋委員

それでは、「調査研究する」というところは、さらに検討していただけるということで、設置については賛成ということで次にいきたいと思います。そうしますと、教育行政部会が中心となるところは以上ですけれども、ほかに「川崎式で『生きる力』をつける」、これについてもかなり、特に昨年度議論しました。この1について御意見等、いかがでしょうか。

先ほど御説明がありましたように、「確かな学力をつける」が「生きる力」というふうに変ったのは、学力とは何かということを議論すると、これは20世紀の初めと戦後日本の1950年頃の話になりますが、そのときも結着がつきませんでした。今回また学力論争が行われて、「決着がついた」という人もいますけれども、そうではないという人もいます。学力とは何かというのは答えがでないので、学力は何かというより、とにかく「生きる力」をつける。その中で、この委員会でも議論をしたような内容も含めて、子どもたちにしっかりつけさせるという趣旨に変わったというように伺っています。1についてはいかがでしょうか。

村上委員

の部分の、確かな学力にかかる学習状況調査です。2ページです。この辺の書き方が、随分問題になっていました。この3つ、調査の目的をはっきりしたということ、これはすごくわかりやすくなったなと思います。要するに、なぜ調査をするのかという押さえをしっかりと持っていけないと、思っていたのと違う方向に向かってしまうという危険、いわゆる前回は競争、比べることに使われてしまうのではないかとという危惧も出ました。ですから明文化するというのは非常にいいなと思っています。

さらにいえば、この3つの点で確認をしていきたいと思うのは、1つ目、このテストの結果を子どもや保護者に伝えていくんだということです。子ども自身が自分の学習、学ぶ意欲、態度につなげていく、家庭学習も、今勉強しない子どもが増えているということもありますが、その辺の改善につなげていきたい。ただこの調査の結果を子どもたち、保護者にどう伝えていくかという、伝え方の問題があると思います。実際にやってみると大変難しい配慮が必要になってくると思います。

そこでどうしても、他の学校と比べるとか、他都市と比べるとか、日本の平均と比べるとか、ややもするとそういうところが出てきます。そういうものも必要な場面もあるかもしれませんが、そこにやはりいかないうなものにしたいと思います。だから子どもは状況を伝えることによってかえって意欲を失ったり、自己肯定感、プライドみたいなものを傷つけられたり、マイナスに働くこともあると思うので、どう伝えていくかというのは、これから学校でも検討していかなければならない部分かなと思っています。

2つ目の確認は、今度は自分自身、教員自身の指導方法とかカリキュラムの改善を図るためと、これも大変大事なことです。ここもややもするとやはり調査それ自体が国語とか算数、数学とか、やはり見えやすいものにどうしても重点が行ってしまいます。そのことによって、先生たちがふっと国語に力を入れようとか、算数に力を入れようとか、要するに平均点を上げるためのことに走らないとも限りません。そういう傾向もかつてはありました。その辺も非常に配慮しなければならない部分かなと思っています。

3つ目の部分、これが川崎らしさというか、川崎式といえる部分ではないかと思えます。行政区の支援態勢も含めて、この辺で一体何ができるのかという部分を今後詰めていく必要があるのかなという気がします。

だから学校としては、今子どもの学力をつけるというのも、これはもう大変大事なこ

となんだけれども、それ以前に学習にならないという部分もあるわけです。支援というのは、何を支援してほしいのかというときに、この調査の結果から出てくる結果に対してどういう支援をするか。それは人事の問題なのか、環境づくりの問題なのか、予算の問題なのか、あるいは直接来て先生方に指導してくれる、そういう支援なのか、いろいろあると思いますが、そういう支援というのが、まだちょっと見にくい感じです。でも総合的な支援になってくるであろうその1つの手がかりとして、この調査も生かしていく。そうすると、その調査というのが得点で何でも考えてしまう調査でないようにしたいので、ここから見えてくる支援は一体どういうものかということ、これから研究していく必要があると思います。

いずれにしても、どうしても調査結果というのは独り歩きしやすい傾向もあるので、特に慎重にいきたいと思います。特に一斉に各学校の結果を公開するという点については、慎重にしなければなりません。ただやったからには知らせていく必要があるから、1つ目の、2つ目のあたりを中心に活用するという、そういう押さえでいきたいと思っています。

高橋委員

今川崎市の小学生には、学力診断テストみたいなものはやっていますか。

村上委員

特にないですね。各学校でそれぞれ工夫しながら、自作のテストなどです。

高橋委員

今おっしゃった最初の で学習状況を伝えるというのも、小学校の例えば4年生にこういう点数と伝えて、それがあまりに悪い結果だと、おっしゃっていたようにかえってやる気をなくします。よく従来言われたのが、一生懸命勉強しても点数は大して上がらない。そうすると、「僕はやってもだめなんだ」とやらなくなってしまいます。そうすると小学生の場合、むしろ学習状況は伝えない方が、やる気が持続するとか、やる気が出てくるという場合もあります。伺っていると、ここで伝えると言い切ってしまうのが問題なのかなと思います。別に伝えなくてもいいのではないかというふうに思えてきます。

ただ中学生の場合ですと、川崎市で統一的なテストをやって、自分の子どもが何点取ったと分かっても、川崎市の平均を知らなければ意味がないということで、保護者から平均を教えてほしいと言われたら、いや学校の平均よりはいいですよと答える。では川崎市の全体の平均はどうですかとか、そういうことを尋ねられると断る理由もなくなって、開示要求が出たりします。そうすると結局は伝えないといけないうらうし、そして市全体のデータというの、どんどん出してくれという形になってくる可能性もあると思います。

いずれにしても伝えると明確に書いてしまうことは、ちょっと検討した方がいいと、私は今伺っていて思いました。

佐々木委員

このタイトルが「確かな学力」ということです。それに係わる学習状況調査です。先ほど座長の高橋先生がおっしゃったこととも微妙に裏表で絡むのかもしれませんが。「確かな学力」で学習状況調査を行って、その結果が、そこにある 3つの視点でもって活かされる、そういうことを望んでいきたい、これはあると思います。ただその際に、結局今まで戦後日本の中でいろいろ議論されていたこと、あるいは神奈川の中で、川崎市の中で、いろいろと議論されてきたことを振り返ってみると、いつの間にかここでいう確かな学力が、数字に置きかえられた、そのようにだんだん収斂してしまうんです。今回「確かな学力」ということで言っている中身というのは、総じて考えてみれば基礎基本の部分のところについて、きちんとした力をつけさせていきたい、当然これはずっと

ありました。それと同時に、例えば今まで指導要領の内容検討を含めて言われていったときに、どうも数字で置きかえられてくるような部分のところに、日本の子どもたちの学力がだんだん収斂して行って、その辺のところで、「何か大事なところを忘れてきたんじゃないの」というところが、議論として出始めてきています。

さらに加えて、そうなったときに思い起こすのが、最初に全国的にやり玉に上げられていった業者テストです。あれはまさしく数字が光る部分だった、そのところを材料として使って、商売をやっていたわけですね。それも日本國中業者テスト罪悪の議論がわき起こって、当時の文部省も業者テストについては学校の中から公教育の中から排除しなさいと、一斉に動きました。その中で最終的にやり玉に上げられて行って、中学2年生でやっていた神奈川のアチーブメントテストも消えました。形が変わって残ってはいますけれども、ただ神奈川のアチーブメントの目的なんていったら、まさにこの3つなんです。これがきちんと位置づけられるのだったら、それを、今にして思えば高等学校の入試選抜の中の、まさしく学習の素材としての結果として活用することは、この3つの趣旨から行っていったとき、選抜制度の基本にかかわる中身として一定の役割を果たしていたことがあったかもしれないんです。それも全部消した、みんな消したわけです。昨今もっぱら絶対評価に関して、その辺のところが新聞などでどんどん出ています。ここで書いてあること自体、この3つというのはまさしくそうなんだと私も思います。

ただそのときに、現実に振り子が振れていったときの振れが、かつて日本國中が業者テスト罪悪論で、文部省から何から全部、地域から親たちから学校の先生たちもある意味でそう思ったんです。それがだんだんほとぼりが冷めてきて真ん中を通り過ぎて、今度はこっちの方に動き始めているんだと。そうすると、一体確かな学力というのを中身の方をきちんと押さえていこうとしていた本来の趣旨を忘れるようなことになってはならないわけです。そのことをどこでどうやって担保していくか。そのことが一番問題です。子どもたちの学力をつけさせていくという、その本来のところにつなげてきちんと組み立てていくことを、かなり意思強固にやっていかないと、そう簡単に形をつくるということで、何か目的が達成できるということにならないでしょう。またやり始めて、今の絶対評価ではないですけども、もう一度振り子がこっちから反対側に振れて、ねらいとしている3つの自体についても、それを罪悪視する議論になっていってしまうような社会現象がまた再現したら、これは元も子もないわけです。子どもだけが取り残されてしまう。そうならないようにぜひお願いしたいと思います。

高橋委員

従来は、学習内容がマキシマムでありミニマムで、必ずこれを教えましょうということだったわけです。しかしこれは今から30年くらい前ですと、みんながそれをマスターできないくらい難しかったのが、今はそうではなくて、こんなに減らして大丈夫なのか、となっています。そうしますと子どもの学習状況の調査というのは、3割削減された今の学習指導要領、それはすべての子どもに必要なだということですから、その部分だけテストにするということです。だからかなり多くの子は100点近く取れます。ですから平均点が普通のテストだと正規分布させないといけないから、平均化しているようですけども、これはそうではなくて、「100点取れるのが普通だよ」というテストで、本当に50%ぐらいは100点を取ってしまうようなテストだと思うんです。

これは教育行政専門部会の話ではないかもしれませんが、そういうような差がつかないテストというんですか、みんなができるところが本当にできているのかというところを川崎市としては確認しますという、そういうテストでやっていけば、ほかと比べてもしょうがないテストです。平均点が90点と88点とか、そういうふうにできるんじゃないかなというふう思うわけです。

村上委員	結局そうですね。いかにしてその結果の活用を考えるか、これが生かすも殺すもの分かれ道ですね。
大川委員	市の教育予算も限られているので、例えば国語が悪かったら、そこに有効的に使う。その方が、一律にばらまくよりもその方がいいのではないですかというような話でした。
高橋委員	同じ力量でも、子どもがどんどん自分の教えたことをマスターしてくれる方が、やはりやりやすいし、無力感がないので、小学校の先生でもやはりそういう意味では、教えやすいところへ行きたい先生の方が多いですか。小学校はそうとも言えないですか。
村上委員	数でいえばそうかもしれません。
高橋委員	ですからあえてそういう意味で、今言ったようなテストをやって、平均点の悪いような学校にあえて行ってもらう先生には、そこで給与に格差をつけたり、ということもあるかも知れません。また、教員の数を、加配を出すというふうにしていかないといけません。逆に子どもたちがもともと教育熱心な家庭の子どもが多いところに行けば、同じ授業をやって平均点は上がりますから。
佐々木委員	その難しさ、例えば習熟度別の学級編成を取り入れて、学習指導上、多様な展開を可能にするというようなことが、全国ニュースの中でも出てきます。そのときにではどちらかという学習が不得手な子たちにどれだけ手厚い対応を図れるのか、そこはすぐ決まるわけではないんです。それは確かにその結果を活用するときに義務教育レベルのところでも触れられそうです。学習が不得手な子どもが多い地域だと、正直言って、中にはひょっとするとあるのかもしれない、それはわかりません。 ただ、もしそういう子どもたちがそれなりにいるような学校で、学校の先生たちが感じている部分があるとすれば、その結果として、いろいろなところの平均点が何らかの形でギャップが出てくることもあるかもしれません。そこで厚くすべきなんです。それが義務教育段階で目指していく教育目的じゃないですか。そのことにどう生かすかということが、基本としてあっていかないと、これは制度は制度として独り歩きをして形骸化していったら、そういうところでまた悩まないといけなくなっていく、というのを、私は一番恐れます。
高橋委員	ということでそういう趣旨で行うということで、ここに書いてあること自体は、特に変えないといけないということは、ありませんでしょうか。今の議論のようなことを踏まえて、学習状況調査をやるということでよろしいでしょうか。ではほかの点についてありますか。
佐々木委員	一点だけいいですか。1から離れてしまうのですがごく短い質問です。資料3のところ、12ページです。高等学校関係のところ、冊子の方では出ていますが、このところ、「新たな市立高等学校を創造」ということで3行ほど書いてあります。原案の趣旨の確認です。この3行の最後の部分は「改編を進めます」ということで閉じてあります。「定時制課程については」から始まって、「時代に対応した市立高等学校を目指し改編を進めます」と書いてあります。そのところの内容です。実は教育プランに先行し

て、現在教育委員会でも、市立高等学校の振興計画が策定されて、具体的なプランニング内容について、検討がずっとされているように聞いています。これはホームページ等の中でも、振興計画の中に一応乗っかってきているところは、市民も周知の事実だと思うんです。ここでいう改編というのが、そうした振興計画等々の中身で検討されてきた、そのところもつくり込んだ上で言われていることなのかどうかです。現在の教育プランに先行して振興計画の方が先に検討されて、案が市民に公表されて、改廃に向けて検討が進められているという、その経過が事実経過としてあるんですか。その関係だけちょっと教えてください。

高橋委員

事務局、お答え願います。

隅田
(事務局)

今言われましたように、本市で、高校について、検討委員会を設置しまして検討されております。今年度内には方向性が出されるという状況になっています。そして15年の5月に策定されました「市立高等学校教育振興計画」におきましても改編を検討していくとうたっております。また行政内部にも、全日制課程の改編プロジェクトも設置して第1回目の会議なども行っております。そういう状況下で、この教育プランは御案内のように今後10年間の川崎市の教育行政の基本的な方向性を、ということで進められているわけでございます。この中にうたわれております時代に対応した市立高等学校を目指し、改編を進めます、という意味でございます。

高橋委員

よろしいでしょうか。

佐々木委員

「改編を進めます」と、非常に簡潔な言葉でぼんと書いてあります。事実高等学校教育自体は、それこそ教育改革の先鞭を切るいろいろな諸問題を含んでいて、一番先に高等学校を何とかしないといけない、という話が全国レベルで巻き起こって、教育改革の最初の切り口が高等学校に求められてきて、その中からやってきたという、今までの経過があります。そうしてきたときに、川崎の中でも当然そういう部分、川崎レベルでどう受け止めていくのかということの議論が今までもあったわけです。改編はそんな中、現在の市立高等学校の状況にまで立ち至って改編していった経過の事実があるわけです。そのこととこのことについての関わりどころが、これだけの簡潔な文章だとなかなか読みきれないので、この場でなくて結構ですから説明を加えてもらいたいと思います。

高橋委員

この改編プランというものがつくられたことから、ここでもうちょっと具体的に書き入れてもいいんじゃないかという、そういう趣旨ですか。

佐々木委員

どういうふうに理解したらいいのか、理解の仕方が何通りも出てきて、私も悩んでいます。

高橋委員

その辺は次回に再度検討いただくということでお願いしたいと思います。それでは時間も押してきましたけれども、あと2番です。4ページ、「個性が輝く学校をつくる」というところで、御意見等ございますでしょうか。ここでは「学校経営アドバイザー」ということで新しく、特別に新しく項目を設けたということです。それから我々の担当部分の「個性が輝く学校をつくる」で学校の裁量権のところ、人材公募や学校独自予算枠ということに御意見等ございますか。

佐々木委員

文章に実際に書くということになると非常に書きづらいので、抽象的になってしまいますが、学校経営アドバイザーの部分に書いてあるのは直接には個々の学校の経営を支援と書いてありますね。ほかのところで見ると、例えば学校を構成している部分のところで、子育て支援だったり、学校を構成しているいろんな各ファクターごとに、いろんな支援策が書かれているわけです。それでそういうものと有機的に関わりながら、学校経営というものがなされていくんだろうと思います。学校経営アドバイザーが、学校経営だけに絡まってやっていると、もったいない部分もあるんです。これはこれでわかるんですね。ですからほかのところに出てきているいろんな、例えば先ほどの議論との関係でいえば、地域教育アドバイザーなど、いろんな部分のところでされている、そういうものが最終的に収斂されてきた結果として、学校経営の中にそれが取り込まれ反映されていく中で、課題解決を図っていけるかということにつながる。そのチャンネルというのは、すごく今大事ではないですか。

校長先生や教頭先生、それから教職員集団が考えている学校経営という中での議論にアドバイスしていくときの視点として、その辺までこのアドバイザーというのは取り組んでおく必要がある。だから文章で出すと書きづらいんで、ちょっとそこまで書き込めないですけども、その辺をきちんと押さえながら現状のところ、この部分の制度設計を図っていくときに留意していく部分もあるのかな、という印象を私は受けました。意見はそれだけです。

高橋委員

この行政区における教育推進体制の整備のところ、各市民館の学校教育支援のところに学校経営アドバイザーというのがあります。区全体、区に1人という形ですか。その区内の学校を担当するアドバイザーを置くという、そういう趣旨でよろしいのでしょうか。そういうことですので、ぜひそういった趣旨にしていきたいということでもよろしいですね。あとほかにもございますか。

「学校の裁量権拡大」で、これも我々の部会の担当だと思んですが、先ほど申しました で新しく明確化された部分について、村上委員は疑問はございませんか。

村上委員

前回よくわからないでこんなことができるかどうか分からないと言ってしまったんですが、そういう方向で進めていいと思います。

高橋委員

もやはりこれは、地域の参加や参画を促進するため、学校計画の公表や授業の公開などにより説明責任を果たす、ということで具体的に書かれていますけれども、今井委員、大川委員、この点についてはいかがでしょうか。

では についてほかにも御意見等ございませんでしょうか。こちらの資料2と、それからそれを文章化した資料3についても議題になってはいるんですけども、基本的にこの方向について御異議、御意見等ございましたら、事務局の方に個人的におっしゃっていただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局)
田中

文章がおかしいところですか、もう一度各課に校正をかけますけれども、あわせて委員の方々からも御意見をいただければ、反映させていきたいと思っておりますので、この場では、例えば基本政策とか基本施策のレベルに昨年話し合った内容が十分盛り込まれていないのではないかというような御意見がありましたら、個別にお寄せいただいで反映させるわけにはいかないの、その辺はお寄せいただければ、次の議題にした

いと思います。文章レベルであれば、どんどん赤を入れて送っていただければ反映させていきたいと思います。よろしくお願いします。

高橋委員

今日の議論を踏まえて、また改めてお読みいただいて、そういう部分がありましたら、事務局の方に連絡をいただくということにしたいと思います。ではこれで今日の委員会は終了ということによろしいですか。

(事務局)
田中

小松部会長と中村委員さんは御欠席ですので、この場で次回の日程を決めるわけにはいきませんが、先日調査させていただきました日程調整で、11月の後半ぐらいに最後の専門部会を、と考えております。あの時点で空いていた都合のいい日程でいうと、11月22日の午前か夜間、それから11月29日の午前か夜間、それから11月30日の午前中というようにこちらでは認識しているのですが、今の時点でそこに新たに用事が入ってしまったという方はいらっしゃいますか。

高橋委員

30日の午前はだめです。22日・29日の夜の御都合はいかがですか。ということで22日・29日の夜間で、今日いらっしゃらなかった小松部会長と中村さんに聞いていただいて、どちらかをお願いするということです。

(事務局)
田中

それでは、本日の第8回教育行政専門部会は以上をもちまして終了させていただきます。委員の皆様方には、お忙しいところありがとうございました。